

秘密指定解除  
公文書監理室

付  
属  
之



~~北東アジア課長~~

~~アジア局長~~

中江参事官

大森参事官

~~北東アジア課長~~

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題 <sup>主務官</sup> ~~16~~  
の考え

49. 2. 15.

北東アジア課

1. 1月25日 在京韓国大使館 政務課長 禹一等署

記官は 北東アジア課長に対し訓令によるとして要

旨次回のとおりに申し越した。(委細別添)

(1) 厚生者に保管中の旧軍人・軍属等韓国人遺骨のうち

ち韓国出身者のものを全部及び北朝鮮出身者のうち

ち韓国にその遺族が居住しているものをあわせて 3月

10日に一括返還してもらいたい。

(2) 引渡しに際しては、日本側の責任で慰霊祭を

行なつたのち、しかるべき宰領者により移送し、釜山

において韓国側へ引渡ししてもらいたい。

2. 韓国政府は、上記申し入れに関連して、本件

遺骨名簿にもとづき、新聞広告による「縁故者」

探しを開始し、2月6日から同20日の予定をもって

「縁故者」の申告を受け付ける ~~こと~~ <sup>かたわら</sup>、2月12日、

本件遺骨の一括返還の考へ方は従来から一貫し

た韓国側方針であり、<sup>19</sup>25日の提案において北朝鮮

出身者の遺骨の返還をその一部に留めたのは、あく

までも暫定的措置であるとの趣旨を補足説明越

した。

3. 当方はこれに対し、~~と~~ありえず、~~すでに実績のある~~ ~~経緯~~

● 確認された遺族に対して当該遺骨を返還（以

下個別返還<sup>（付）</sup>という）方式<sup>（付）</sup>を~~変~~えることは必ずかし~~ら~~

は既に美~~の~~あることである、~~こと~~

こととありうる点、及び韓国側調査結果による録

が当初において遺族として確認されたとは限らず、~~そ~~

故者の~~全~~てに対し日本側として遺骨を返還でき

ない場合とありうる点を韓国側に~~申し入れ~~ ~~済~~しおいた。

個別返還方式が ~~確定~~ 定着した趣の状況において、

今回韓国側が再び一括返還を申し出て来た

当方の対応は ~~韓国~~ 韓国当局は

背景は明らかではないが、個別に遺族に渡す方式

によれば、補償金等を自当てにした者が申向に

動き、また長期間を要するのでその都度古きす

に触れることになり日韓友好関係の見地から思

わしくないとの考之方を示した。(大使館報告)

5. 本件処理に当るの問題点は次のとおりである。

~~(1) 法律上の問題点~~

~~A. 遺骨の帰属~~



### (1) 法的側面

(イ) 遺骨の帰属については、法律上明文規定はないが、一般に、祭祀を行なう者に帰属すると

考えるのが慣習上妥当であるとされている。

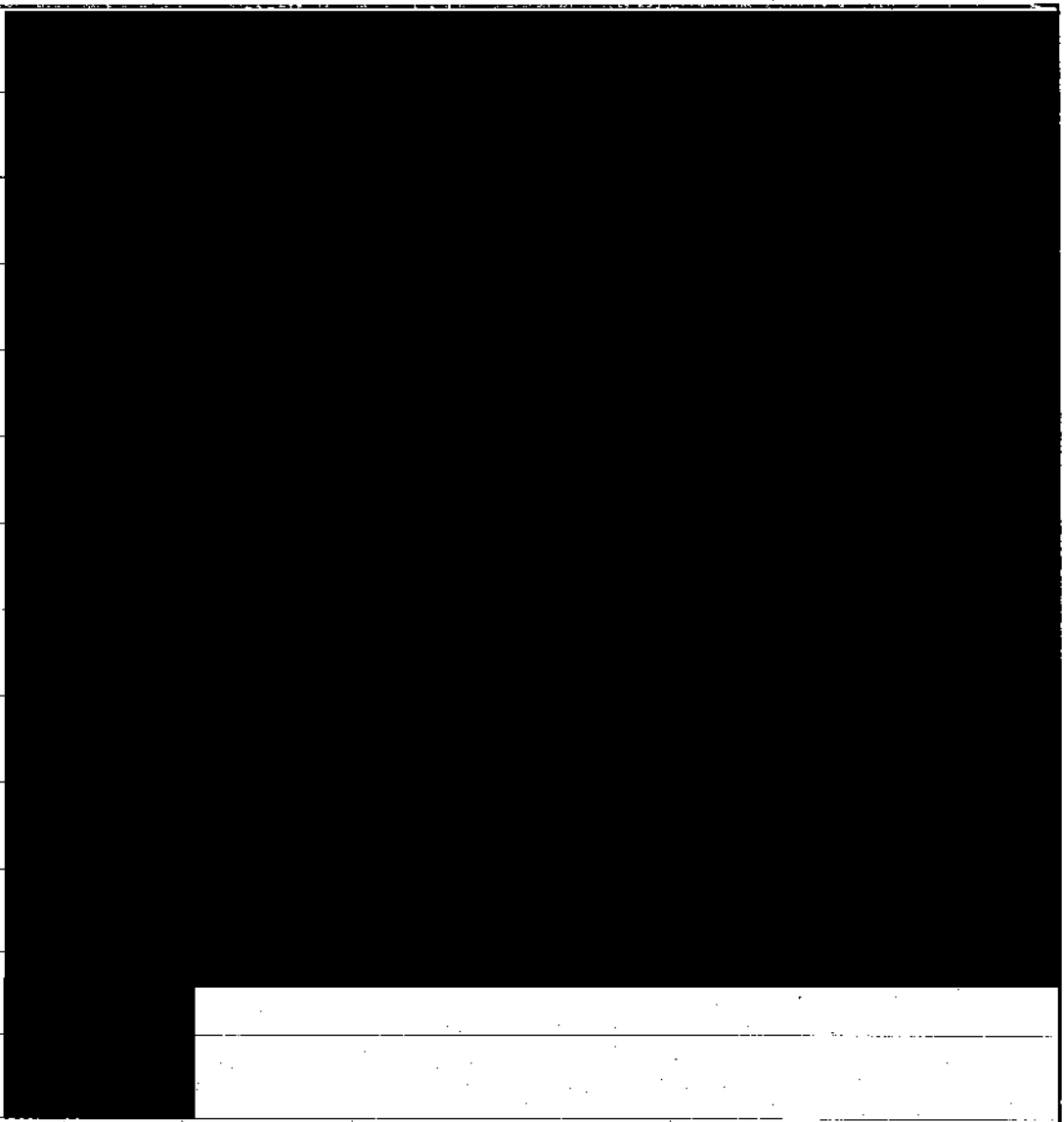
(ロ) かかる考え方に従えば、旧軍人・軍属であった

韓国人の遺骨も同様に、祭祀を行なう者に帰属すると考えるのが妥当である。

(ハ) 厚生省は、使用者責任により本件遺骨を伴量して  
いるとの見方もあるが、むしろ民法の事務管理に

近いと判断しており、遺骨をその正當な帰属者に引渡すのが善管義務を負うものと思われる。

(=)



(2) 政治的側面

韓日側に對し一括返還を行なふ場合、

口会等におき、本件は人道的問題である

にもかかわらず、



### 6. 処理方針

(1) 以上の次序にかかわらず、本件遺言は、遺族

乃至縁故者( [redacted] )

にのみ返還するとの方針を維持することを

適当である。

(2) 上記「遺族乃至縁故者」は、韓国民法

第777条に規定されている「親族」とする。

(註1) 韓国民法第777条に定める「親族」

1. 8親等以内の父系血族
2. 4親等以内の母系血族
3. 夫の8親等以内の父系血族
4. 夫の4親等以内の母系血族
5. 妻の父母
6. 配偶者

(註2) 以上777条に返還をうけた遺族乃至縁故者は、4親等以内の血族であった。

(3) 運送の希望がある場合は、発着地の毎分運賃  
を明細に付しておこなうべきである(別紙抄本)

また、現行規定に明細に明書等を提出しな  
ければならないことである。

### 7. 韓国との関係

上記6. の趣旨を十分に説明するために、

(1) 戻還期日は具体的に戻還を請うに付した  
のち直前にある憲法上の趣意を置いたこと

韓国側は通知したが、憲法には相違の  
時間があることである。

(2) [REDACTED] 遺骨の輸送方法等については  
なお検討中であることである。